川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年 2 月14日提出 川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例

川崎市国民健康保険条例(昭和33年川崎市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第13条中「第32条」の次に「及び第32条の2」を加え、同条第1号ウ中「第81条の2第4項」を「第81条の2第5項」に改め、同号エ中「第81条の2第9項第2号」を「第81条の2第10項第2号」に改め、同条第2号エ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第19条中「第32条」の次に「及び第32条の2」を加え、同条第2号イ中「第72条の3第1項」の次に「及び第72条の3の2第1項」を加える。

第32条の見出しを「(低所得者の保険料の減額)」に改める。

第32条の2第1項中「前条第1項の」を「第32条第1項の」に、「前条 第1項第1号」を「第32条第1項第1号」に改め、同条を第32条の3とす る。

第32条の次に次の1条を加える。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第32条の2 当該年度において納付義務者の世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合(次項に規定する場合を除く。)における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を減額して得た額とする。
- 2 当該年度において前条の規定により保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減額して得た額とする。
 - (1) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に前条第1項各号に規定する場合に応じて当該各号に規定する割合を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)を減額して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に10分の5を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。)
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、これらの規定中「基礎賦課額」とあるのは、「後期高齢者支援金等賦課額」と読み替えるものとする。

附則第2項及び第3項第1号中「第32条の2」を「第32条の3」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の条例の規定は、令和4年度分の保険料から適用し、令和3年度分 までの保険料については、なお従前の例による。

参考資料

制定要旨

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、未就学児に係る保険料の被保険者均等割額を減額すること等のため、この条例を制定するものである。